

情報共有システム information-bridge 利用規約

株式会社アイサス（以下「当社」といいます。）が提供する情報共有システム information-bridge（以下「本システム」といいます。）を利用する全ての方は、情報共有システム information-bridge 利用規約（以下「本規約」といいます。）の記載内容に承諾したものとみなされます。

本システムの利用に当たり、本規約及びこれに付帯する別紙、その他本システムの利用について当社が策定し公開する個別の規約等について、予め十分にご確認下さい。

第1章 総則

第1条（利用規約の目的）

本規約は、当社が提供する情報共有システム information-bridge（以下「本システム」といいます。）の利用者との基本的な事項を規定することを目的とします。

第2条（定義）

利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1） 本システム

当社が提供する情報共有システム information-bridge

（2） 本サービス

本システムを利用し、当社または当社の指定した業者から提供される全てのサービス

（3） 利用契約

利用規約に基づき当社と利用者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

（4） 利用契約等

利用契約及び利用規約

（5） 利用者

利用規約に基づき、本サービスの提供を受ける個人又は法人

（6） ログインID

利用者とその他の者を識別するために用いられる符号

（7） パスワード

ログインIDと組み合わせて、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号

（8） 認定利用者

当社が、書面または所定の方法での利用者からの申請により、利用者と関連会社（出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する会社）または取引先（仕入先もしくは得意先その他利用者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、申請した利用者に付与されたログインID、パスワードを使用して、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

（9） 利用者等

利用者および認定利用者

- (10) サービス利用
本システムを利用して提供される各種サービスを利用するために必要となる企業情報、利用者等の各情報を当社に申請いただくことにより、本システムよりアカウントが付与された場合その情報を使用すると、本システムとの疎通が確認できる状態
- (11) サービス利用申込
本サービスの利用を希望する個人又は法人が本規約の内容を承諾した上で、指定の方法で申し込むこと。詳細は別紙（サービス利用申込）において定めるところによる
- (12) 契約の成立
サービス利用申込に従ってなされた申込を当社が承諾し、本サービスの利用を開始した事により契約が成立することとする。詳細は別紙（サービス利用申込）において定めるところによる
- (13) 企業管理者
当社に対し個別利用届出を提出、管理責任を負う方をいい、個別利用申出を提出後、当社からの各種通知を受け取る者
- (14) 利用者設備
本サービスの提供を受けるため利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- (15) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社または当社の指定した業者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- (16) 本サービス用設備等
本サービス用設備および本サービスを提供するために当社または当社の指定した業者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (17) 消費税等
消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他利用者が支払に際して負担すべき公租公課
- (18) 企業
企業、機関、団体
- (19) 工事
土木工事、営繕工事、委託業務等の本サービスを利用する案件
- (20) 発注者
工事を発注する機関、企業、団体、ならびにそれらに属する者
- (21) 受注者
発注者が発注した工事を請け負う企業、ならびにそれらに属する者
- (22) 受発注者
発注者と受注者

(23) 工期

受発注者間で交わされる請負契約に基づく工事の期間

(24) 個別利用

当社指定の手続きを経て、工事ごとに関わる書類等を受発注者間で共有することを、本サービスを使用して行うこと

(25) 個別利用届出

利用者がサービス利用の契約成立後、あるいはその申請と同時に当社所定の手続きに従い、当社に対して行う本サービス内での個別の案件（工事施工中における受発注者間の情報共有等）にかかる届出。詳細は別紙（個別利用届出）において定めるところによる

(26) 個別案件利用サービス

個別利用届出を当社が受理、承諾することで、当社が提供する各種サービス。サービス利用の契約に付随する個別の契約が成立する。各サービスの名称、内容、料金等は、該当各別紙に定めるところによる

(27) 個別利用期間

個別利用届出の受理後、本サービス内で利用可能となる個別案件の利用期間。詳細は別紙（個別利用期間）において定めるところによる

(28) 利用料金

本サービス利用において有料となるもの（個別利用届出による個別の案件利用等）にかかる料金。詳細は別紙（システム利用料金）において定めるところによる

第3条（知的財産権等）

1. 利用者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にソフトウェア等の利用を許諾した業者が所有します。
2. 利用者は、ソフトウェア等を当社サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。
3. 当社および利用者は、それぞれに属する知的財産権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を、本サービスを通じて互いに取得することはありません。

第4条（当社からの通知）

1. 当社から利用者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、利用者に対する当該通知はそれぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じます。

第5条（利用規約の変更）

当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、利用者等の利用条件等の内容は、変更後の新利用規約を適用します。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

第7条（合意管轄）

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第8条（準拠法）

利用規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第9条（協議等）

利用規約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上、解決することとします。なお、利用契約書の何らかの部分が無効である場合でも、利用規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 サービス

第10条（本サービスの利用手順）

1. 利用者が本サービスを利用する場合、まずサービス利用申込により届出た後、当社はその情報（企業名称、住所、連絡先電話番号、連絡用メールアドレス、企業管理者名等、以下「サービス利用情報」といいます。）を確認後本システム内に登録し、本システムからアカウントを付与できる状態をもってサービス利用が開始されます。この時点で届出のあった企業と当社との間においてサービス利用契約は成立することとします。通常この時点では料金は発生しません。
2. 利用者が本サービスにおいて第3章（個別利用）に記載された個別の案件で利用する場合、当社が定める方法により利用者個人の情報を本システム内に登録し、付与されたアカウントをもって本サービスへのアクセスに成功した時点で利用者と当社の間においてサービス利用契約は成立することとします。
3. 利用者が本サービスにおいて第3章（個別利用）に記載された個別の案件で利用する場合、先にサービス利用申込により届出た企業管理者の管理責任のもと、当社が定める方法により、当社が利用者に提供する個別案件利用サービスごとに個別利用届出を行うこととする。そのサービス名称、内容、個別利用に係る料金等については、別紙（サービス内容）、別紙（利用料金）に定めるものとします。

第11条（本サービスの種類と内容）

1. 利用者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

（1） 第38条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、当社に起因しない本サービスの不具合が生じる場合があること

（2） 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

2. 次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、利用者へ提供されないものとします。

（1） 利用者等のソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

（2） 利用者等の記録媒体（CD-R、DVD、フロッピーディスクなど）、用紙等の消耗品の供給

（3） 文書データ等の作成および本サービスへの登録に係る作業代行

（4） 利用者等が本サービスを利用して本サービスに登録した文書データ等の内容確認、変更依頼等に関する対応作業

第12条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、別紙等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されます。

第13条（サポート）

当社は、別紙（サービス内容）に定めるサポートサービスを利用規約に基づき利用者に対して提供するものとします。

第14条（委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先（以下「委託先」といいます。）に対し、第35条（秘密情報の取り扱い）および第36条（個人情報の取り扱い）のほか当該委託業務遂行について利用規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第15条（サービス利用申込内容の変更通知）

1. サービス利用申込を行った企業は、その届出内容のいずれかに変更が生じた場合、当社の定める方法により変更予定日の14日前までに当社に通知するものとします。当社に対する通知は、サービス利用申込内容にある企業管理者が行うものとし、その企業管理者に変更がある場合は、その後任者が行うものとします。

2. 当社は、前項に従った通知を企業管理者が怠ったことにより、当社からの各種通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第16条（一時的な中断および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

（1） 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

- (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、利用者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3. 当社は、利用者が第18条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合または、利用者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、利用者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
- 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより、本サービスを提供できなかったことに関して利用者等または、その他の第三者が損害を被った場合であっても一切責任を負いません。

第17条（利用者からの利用契約の解約）

- 1. 利用契約の解約、利用の解除については、別紙（利用料金）に定めます。
- 2. 利用契約の解約に伴いサービス利用情報の削除を当社に申出する場合、その時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払わなければなりません。

第18条（当社からの利用契約の解約）

- 1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の通知または催告を要することなくサービスの全部または一部を停止することができるものとします。
 - (1) 個別利用届出、利用変更届出その他通知内容等に虚偽記入があった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、または信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) その他、本規約に基づく契約関係を継続することが困難となる事由が生じた場合
- 2. 利用者は、前項による利用契約の解約があった時点において、未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第19条（本サービスの廃止）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1) 廃止日の31日前までに利用者に通知した場合

(2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を別紙（利用料金）に定める計算方法にて算出し、利用者に返還するものとします。

第3章 個別利用

第20条（個別利用届出）

1. 利用者は、当社所定の手続きに従って本サービス内での個別の案件（工事施工中における受発注者間の情報共有等）について利用届出を行うものとします。
2. 個別利用届出の内容の変更は、利用者が当社所定の手続きに従って利用変更届出を行うものとします。
3. 本サービス内において個別の案件で利用する際には、各種サービス毎に用意する利用規約別紙の内容をご確認の上、個別利用届出を行うものとします。
4. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、個別利用届出または利用変更届出の受領を拒否することがあります。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他本規約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 個別利用届出または利用変更届出に虚偽の記載があったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当社が不適当と判断したとき
5. 個別利用の終了は、個別利用期間を超過したとき、あるいは第17条、第18条に定める利用契約の解約または第19条に定める本サービスの廃止によるものとします。

第21条（終了後の処理）

当社は、本サービスの利用にあたり利用者から資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）の提供を受けた場合は、個別利用を含むすべての利用契約終了後当社の規定に基づいて処分し、また本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

なお個別利用によるサービス内登録資料等の利用終了後の取扱い、またサービス利用情報の削除につきましては、当社のセキュリティホワイトペーパーに定めます。（公開 URL: <https://www.i-sus.com/whitepaper/index.html>）

第4章 利用料金

第22条（本サービスの利用料金、算定方法、支払方法等）

本サービスの利用料金、算定方法、支払方法等は、別紙（利用料金）に定めます。

第23条（利用料金の支払義務）

1. 利用者は、当社に対し別紙（利用料金）に定める登録手数料およびシステム利用料金（以下「利用料金」とします。）ならびにこれにかかる消費税等を本規約に基づき支払うものとします。なお、利用者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第16条（一時的な中断および提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 第16条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、利用料金およびこれにかかる消費税等を支払わなければなりません。ただし、本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

第5章 利用者の義務等

第24条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して利用者等が提供または伝送する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても、いかなる責任も負いません。
3. 利用者は、利用者等が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償をしなければなりません。

第25条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 利用者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて利用者設備を設定し利用者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 利用者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は利用者に対して本サービスの提供の義務を負いません。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、利用者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第26条（バックアップ）

1. 利用者は、利用者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、利用者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負いません。
2. 当社はシステムの運用、維持のため、必要なデータのバックアップを行います。バックアップしたデータはシステムの障害等が発生した場合のシステムの復旧のみに利用するものとします。

第27条（禁止事項）

1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行ってはならない。
 - （1） 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - （2） 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - （3） 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - （4） 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - （5） 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - （6） 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為
 - （7） わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - （8） 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - （9） 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - （10） ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - （11） 第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - （12） 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
 - （13） 本サービスに関するソフトウェアの修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為
 - （14） その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを貼る行為
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは利用者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、利用者等の行為または利用者等が提供または伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含みます）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負いません。

第28条（認定利用者による利用）

当社があらかじめ用意した書面または所定の方法により利用者からの認定利用者申請がなされ、その申請を当社が承諾した場合、認定利用者には本サービスを利用させることができますものとします。この場合、認定利用者申請を行った利用者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第29条（認定利用者の遵守事項等）

1. 第28条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、認定利用者申請を行った利用者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にはこれらの事項を遵守させるものとします。
 - （1） 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、認定利用者申請を行った利用者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者には適用できないものを除きます。
 - （2） 認定利用者申請を行った利用者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも直ちに終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - （3） 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - （4） 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、認定利用者申請を行った利用者が当社に対して必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の第34条（秘密情報）で定める秘密情報を開示することができること。また、当社は第14条（委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、認定利用者申請を行った利用者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - （5） 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 認定利用者申請を行った利用者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第30条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

1. 第28条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、第29条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号所定の条項に違反した場合、認定利用者申請を行った利用者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、第29条（認定利用者の遵守事項等）第1項各号所定の条項に違反した日から10日間経過した後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

（1）当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。

（2）当社と認定利用者申請を行った利用者との間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第31条（ログインIDおよびパスワード）

1. 利用者は、認定利用者申請を行った認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きログインIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ログインIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身およびその他の者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。利用者のログインIDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て利用者による利用とみなします。
2. 第三者が利用者のログインIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、利用者は、かかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は利用者が当該損害を補償するものとします。ただし、当社の故意または過失によりログインIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第6章 当社の義務等

第32条（善管注意義務）

当社は、本サービスの登録期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、本規約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第33条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく利用者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、利用者および当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第34条（秘密情報）

1. 当サービスおよび利用規約に関して、秘密情報とは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報をいいます。
2. 前項の定めにかかわらず、別紙において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

第35条（秘密情報の取り扱い）

1. 利用者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた秘密情報を第三者に開示または提供しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - （1） 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （3） 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - （4） 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - （5） 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、利用者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または編集（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、利用者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第14条（委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を提供することができるものとします。ただし、当該秘密情報に関して当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを適切に消去するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第36条（個人情報の取り扱い）

1. 利用者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または提供しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、第35条（秘密情報の取り扱い）第3項および第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第37条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用規約に関して、当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当該事由が生じた日を含む一利用単位に発生した当該本サービスにかかわる一利用単位料金に限られます。なお、当社の責に帰すことができない事由（利用者による対応措置が必要なときにこれを怠ったとき等）から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負いません。
2. 本サービスは利用規約に関して、当社の責に帰すべき事由により、または当社が利用規約に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の利用者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は利用者が責任をもって行うものとします。

第38条（免責）

1. 本サービスまたは利用規約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第37条（損害賠償の制限）の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により利用者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。
 - （1） 天災地変、騒乱または暴動等の不可抗力
 - （2） 利用者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
 - （3） 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造にかかわらないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造にかかわらないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (12) 委託先の業務に関するもので、委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (13) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、利用者等が本サービスを利用することにより利用者等と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第39条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力」という）であること
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、または、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事させていると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

- (5) 利用契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものであること

2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解除することができます。

- (1) 本条第1項に違反したとき
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為を行わしめたとき
 - ① 当社に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、または、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事させていると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 利用契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものであること

3. 当社は、第2項の規定により利用契約を解除した場合、利用者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

付 則

2007年4月1日 制定

2024年4月1日 最終改定

「information-bridge」は、株式会社アイサスの登録商標です。